

県知事・県議選挙

投票日 **4月8日** 日

告示日 ● **3/22** (県知事) **3/30** (県議)

古賀市議会議員一般選挙

投票日 **4月22日** 日

告示日 ● **4/15**

問い合わせ ● 市選挙管理委員会

2007年3月号(平成19年3月10日発行)第602号



二胡の音色に大陸の雄大さを感じる



家族の幸せを歌声にのせておすそわけ



優雅で繊細なピアノの音色



気の合う仲間たちと楽しいひととき



孫と一緒に幸せなひととき



童謡まつり

「歌は世につれ、世は歌につれ」ということわざがあるように、童謡の歌詞には作られた当時の生活や価値観が詰まっています。歌い継がれてきたものには、メロディーや歌詞、込められた思いが、今でも日本人の心を捉えて離さないからでしょう。また、同じ歌でも歌い手や聞き手の、その時々的心境によって聞こえ方が変わります。今回の童謡まつり。あなたの心にはどのように響きましたか？

CONTENTS

MARCH

- 特集／選挙……………2～3p
- 職員給与……………4～7p
- My Life……………8p
- 図書館だより……………9p
- ひろば……………10～11p
- 都市づくり新時代……………12p
- 出前講座……………13p
- 所得税・住民税が変わります……………14～15p
- 千鳥苑送迎バス運行コース……………16～17p
- 生活情報……………18～19p
- イベントカレンダー……………20p



心も歌声もひとつになって



英会話教室の先生とっしょに



それぞれの思いを込めて歌いました



管楽器のやさしい音に満たされて



緊張した？ でも楽しんで歌えました

三つの選挙がやっています

スタート間近!!

第16回統一地方選挙

福岡県知事・福岡県議会議員・古賀市議会議員

投票日に古賀市で投票できる人

県知事・県議会議員選挙
投票日に古賀市で投票できる人は、昭和62年4月9日までに生まれた日本国籍の人で、平成18年12月29日までに古賀市へ転入の届出をした人のうち、投票日当日まで引き続き古賀市に住んでいる人（古賀市の選挙人名簿に登録されている人）です。

期日前投票の方法

投票日に投票所にいけない人へのご案内
選挙は投票日に投票所で投票することが原則ですが、仕事や外出などで投票日に投票所に行けない見込みの人は、期日前投票や不在者投票を利用して投票日前に投票することができます。

投票所入場整理券（ハガキ）について

投票所入場整理券（ハガキ）を郵送します。発送予定日は、県知事選挙・県議会議員一般選挙が3月23日（金）以降、古賀市議会議員一般選挙が4月16日（月）以降です。全有権者に郵送するため、郵送期間はいずれも4～5日間を予定しています。投票所には入場整理券をご持参ください。（まだ届いていない場合や紛失した場合は、本人確認のできる証明書などをご持参ください。）

古賀市議会議員一般選挙
投票日に古賀市で投票できる人は、昭和62年4月23日までに生まれた日本国籍の人で、平成19年1月14日までに古賀市へ転入の届出をした人のうち、投票日当日まで引き続き古賀市に住んでいる人（古賀市の選挙人名簿に登録されている人）です。

【期間】

● 県知事選挙
平成19年3月23日（金）～4月7日（土）

● 県議会議員一般選挙
平成19年3月31日（土）～4月7日（土）

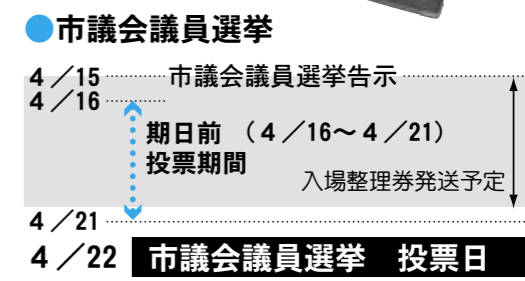
● 古賀市議会議員一般選挙
平成19年3月31日（土）から平成19年4月7日（土）までの間に
お越しください。

【時間】
午前8時30分から午後8時まで

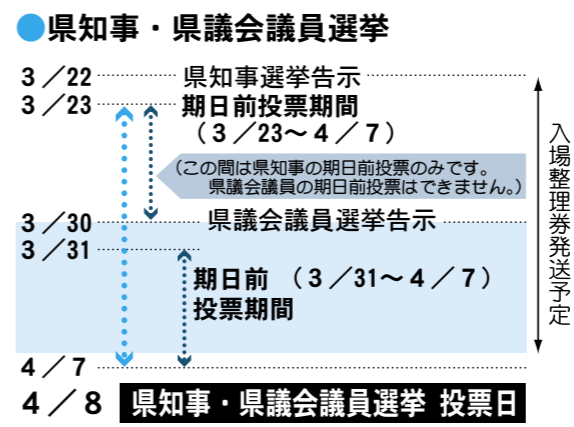
【場所】
古賀市役所 第二庁舎二階 中会議室

選挙公報について

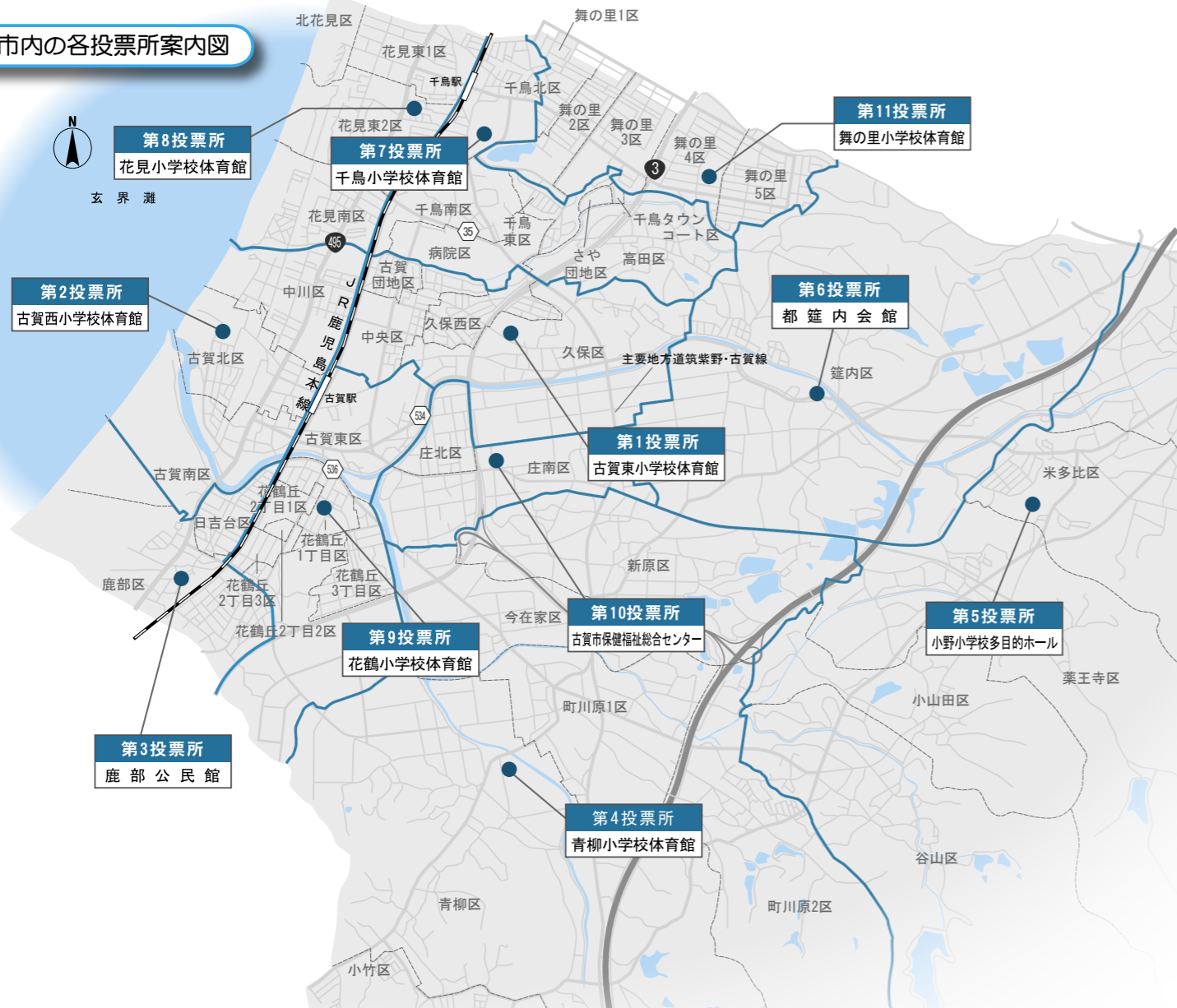
各候補者の政見、公約などを掲載した選挙公報を各家庭に配布します。配布時期は県知事選挙が3月下旬、古賀市議会議員一般選挙が4月20日ごろです。（県議会議員一般選挙の選挙公報はありません。なお、無投票になった場合は選挙公報を発行しません。）



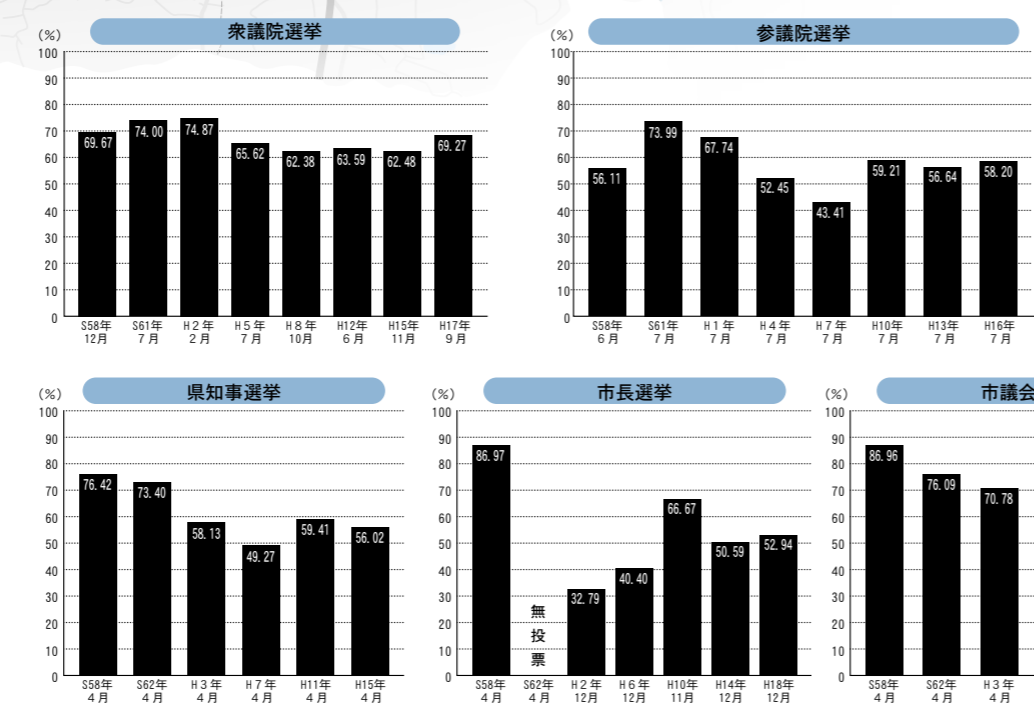
期日前投票期間・入場整理券発送予定



古賀市内の名投票所案内図



過去の主な選挙投票率 古賀市分



投票日

県知事・県議会議員選挙
4.8日
午前7時～午後8時・即日開票
告示/県知事3月22日・県議3月30日

市議会議員選挙
4.22日
午前7時～午後8時・即日開票
告示/4月15日

お問い合わせは
古賀市選挙管理委員会事務局へ
☎924-1112
(市役所総務課内)

古賀市では、人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例が定められています。それに基づいて、古賀市の行政運営などの状況をお知らせします。

表-7 職員手当の状況

●期末・勤勉手当（平成17年度）

支給割合	古賀市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
年合計	3.0月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)	3.0月分 (1.6月分)	1.45月分 (0.75月分)
加算措置	役職加算 5~15%		役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合。

●退職手当（平成18年4月1日現在）

区分	古賀市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	特例措置 2%~20%加算	なし	特例措置 2%~20%加算

表-8 職員の平均給与額などの状況
(平成18年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	古賀市	324,872円 385,063円 357,804円	41歳1月
	国	328,477円 381,212円	40歳4月
技能労務職	古賀市	330,293円 366,156円 361,745円	42歳6月
	国	286,500円 318,595円	48歳4月

※「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

表-9 特別職の報酬などの状況（平成18年4月1日現在）

区分	月額	退職手当	期末手当(月分)
給料	市長 848,750円 (875,000円)	給料月額×在職年数×510/100 任期満了時支給	支給割合 6月期 1.60 12月期 1.75 合計 3.35
	助役 668,330円 (689,000円)	給料月額×在職年数×300/100 任期満了時支給	
議長	495,000円	—	
副議長	436,000円	—	
報酬	議員 400,000円	—	—

※()内は、減額措置を行う前のものです。

●地域手当（平成17年度）

地域手当	年額支給率	3%
	支給対象職員数	334人
	支給実績	56,532千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	169,259円

●特殊勤務手当（平成17年度）

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	4.5%	
	支給実績	619千円	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	41,253円	
	手当の種類(手当数)	6種類	
代表的な手当の名称	徴収事務従事手当	徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	1人につき400円
	作業手当	海津木苑に勤務する職員に対する手当	1月に6,000円

●時間外手当（平成17年度）

時間外勤務手当	支給実績	81,759千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	291千円

【その他の手当】

●管理職手当

支給率 部長級=15% 課長級=12% 課長補佐級=10%
支給実績 32,824千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額 619,328円

●扶養手当

支給実績 35,262千円
支給職員1人当たり平均支給年額 105,575円
配偶者=13,000円、扶養家族2人まで1人につき6,000円
【配偶者がいない場合=1人につき11,000円、扶養家族でない配偶者がいる場合=1人につき6,500円】3人目から5,000円、満16歳から22歳の子がいる場合1人につき5,000円を加算。

●通勤手当

支給実績 23,860千円
支給職員1人当たり平均支給年額 71,438円
交通機関利用職員および交通機関以外(自動車など)で通勤している職員に55,000円まで全額支給。通勤距離1km以上に支給。(下線部分は国の制度と異なります)

●住居手当

支給実績 23,997千円
支給職員1人当たり平均支給年額 71,846円
借家の居住者に27,000円を限度として、それぞれ家賃に応じて支給。持ち家者(被扶養者の所有も含む)には、2,500円を支給。5年経過後においても支給。(下線部分は国の制度と異なります)

※上記4つの手当の額は月額です。

表-1 歳出総額に占める人件費の割合（平成17年度普通会計決算）

歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	実質収支 (千円)	人件費率 B/A(%)	平成16年度の人件費率(%)
15,800,736	3,075,036	362,749	19.5%	17.4%

※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含まず。
※実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

表-2 職員給与費の状況（平成17年度普通会計決算）

職員数 A (人)	給与費 (千円)				一人当たりの給与額 B/A (千円)
	給料	期末・勤勉手当	職員手当	計 B	
334	1,280,163	543,911	245,957	2,070,031	6,198

※職員手当には退職手当は含まれません。

表-3 一般行政職の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	決定初任給	古賀市	170,200円
			国	170,200円
一般行政職	高校卒	決定初任給	古賀市	142,800円
			国	138,400円
技能労務職	高校卒	決定初任給	古賀市	142,800円
			国	—

表-5 ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）

	平成13年	平成18年
古賀市	100.5	96.5
全国市平均	101.4	97.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与の水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

表-6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額

職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況
(平成18年4月1日現在)

一般行政職	大学卒	経験年数10年	268,508円	技能労務職	大学卒	経験年数10年	該当なし
		経験年数15年	306,300円			経験年数15年	該当なし
		経験年数20年	347,500円			経験年数20年	該当なし
一般行政職	高校卒	経験年数10年	該当なし	技能労務職	高校卒	経験年数10年	該当なし
		経験年数15年	該当なし			経験年数15年	272,650円
		経験年数20年	327,200円			経験年数20年	該当なし

※卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。



表-4 一般行政職の級別職員数の状況
(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
7級	部長・理事	7	2.8
6級	課長・室長・参事	34	13.4
5級	保育所長・課長補佐・参事補佐	14	5.5
4級	係長・主幹・主任保育士	58	23.0
3級	主査・主任主事・主任技師	117	46.2
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事・技師	15	5.9
1級	主事・技師	8	3.2
合計		253	100.0

※古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

古賀市 人事行政の運営等状況の公表

給与・定員管理等について

表-15 福祉及び利益の保護の状況(平成17年度実績)

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければなりません。(地方公務員法第42条)

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とした制度であり(地方公務員法43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途中の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。このほか、職員は各種の給付事業などを実施している古賀市職員互助会に加入しています。

●定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況

区分	受診者数
職員総合健診	304
給食調理作業健康診断	21
VDT作業健康診断	91

●公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
1	0	1

16 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

【勤務条件に関する措置の要求状況】

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせんまたは、これに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成16年度末から17年度末件数 0件

【不利益処分に関する不服申し立ての状況】

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認、修正し、または取り消す判定を行うものです。

●平成16年度末から17年度末件数 0件



【この記事に関するお問い合わせ先】

市役所人事秘書課

☎942局1111番 内線381番

●紙面の都合により、一部省略して掲載しています。詳細についてはホームページをご覧ください。●

表-13 サービスの状況(平成17年度実績)

サービスの基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービス基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

●営利企業等従事許可の状況

区分	件数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0
自ら営利企業を営むこと	0
報酬を得て事務等に従事すること	5

表-14 研修及び勤務成績の評定の状況

【職員の研修の状況】

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、組織的、計画的に行われています。これは、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

●平成17年度に行われた主な研修

自己啓発	自主研究グループ活動助成、職員提案制度
職場研修	新規採用職員研修、「同和」問題研修
職場外研修	階別研修(新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修など) 選択研修(政策形成演習研修、行政評価研修、市町村税研修、OA研修、マーケティング研修、目標による管理研修、接遇指導者養成研修、クレーム対応研修など)

【勤務成績の評定】

●勤務成績の評定制度の概要

任命権者は公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置をとることとされています。職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評価することで転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。現在、地方公務員を含む公務員制度改革が論議されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度の導入を段階的に行っています。

表-10 職員数の状況(平成18年4月1日現在) ※派遣職員と特別職は除く。

●職員数

区分	職員数(人)			対前年増減数(人)			平成18年度の主な増減理由
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
議会	5	5	5	0	0	0	
総務	72	69	71	3	△3	2	
税務	21	21	21	0	0	0	
農林水産	11	12	12	△2	1	0	
商工	3	3	2	0	0	△1	組織の見直し
土木	26	27	26	1	1	△1	組織の見直し
民生	107	104	96	△4	△3	△8	保育所の民営化
衛生	25	25	25	0	0	0	
計	270	266	258	△2	△4	△8	
教育部門	65	67	66	△1	2	△1	組織の見直し
小計	65	67	66	△1	2	△1	
水道	20	17	17	0	△3	0	
下水道	14	14	14	0	0	0	
その他	16	17	17	0	1	0	
小計	50	48	48	0	△2	0	
総合計	385	381	372	△3	△4	△9	

●職員の任免

区分	採用 (平成18年4月1日)	退職(平成17年度)		
		定年	勲奨	自己都合その他
一般行政職	9	0	10	5
保育士	0	0	1	1
計	9	0	11	6

表-12 分限、懲戒処分(平成17年度実績)

分限処分制度とは、一定の事由(心身の故障のため)によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、退職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する責任を問うもので、地方公共団体の規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

●分限処分の状況

内容	人数
降任	0
免職	0
退職	20
降給	0

※休職処分者数は、当該年度に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

表-11 勤務時間その他の勤務条件の状況(平成18年4月1日現在)

●勤務時間

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

※職場により、上記と異なる場合があります。

【その他の勤務条件】

●休暇

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合	1年
		その他の疾患の場合	90日
特別休暇(主なもの)	職員の分娩	産前6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)・産後8週間	有給
	子の看護休暇	5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
忌引	配偶者が死亡した場合(10日以内)父母または養父母が死亡した場合(血族…7日以内、姻族…3日以内)など		

※上記以外に介護休暇(無給)などがあります。

●育児休業制度

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の状態、通勤の状況などから必要とされる時間	無給

●懲戒処分の状況

内容	人数
戒告	0
減給	0
停職	0
免職	0

このコーナーは、一生涯学習しているという生涯学習の考えを基本として、市民の皆さんに情報を提供しています。

よんでみませんか



題名
「唐津街道 豊前筑前福岡路 九州文化図録撰書⑤」
著者
図書出版のぶ工房 刊

あらすじ

小倉、若松を發し赤間、青柳を抜けて、唐津へ進む「唐津街道」の前身は、文禄元年(1592年)、豊臣秀吉が肥前名護屋城に出陣した「太閤道」だそうです。私たちに身近な、古賀市青柳四つ角にある「青柳宿」も、この「唐津街道」の宿場で、島津久光公も宿泊したといわれています。

江戸時代の古地図と現代の国土地理院の地図を比較することができ、さらに「唐津街道」の全行程を踏破し、撮影された写真が満載です。この本を読んで、さっそく「唐津街道」をたどって歩いてみませんか。

4月の予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

●は休館日です。

■開館時間…10時～18時

■おはなしかい
7日(土)、14日(土)、21日(土)、28日(土) 11時～11時30分

■赤ちゃんおはなし会
11日(水) …11時～11時20分

■名画会
14日(土) …14時～(上映時間 120分)
「美女ありき」(イギリス映画)

■子ども映画会
次の開催は5月です。



図書館だより 第348回

蔵書点検ってなあに?

3月2日から13日まで、蔵書点検のための休館にご協力いただきありがとうございました。

こんなことをしました

- ①すべての書架の本を出し、棚や本の掃除をします。
- ②すべての資料をバーコードリーダーで確認します。
- ③CDの研磨を行います。
- ④環境整備を行い、利用者の皆さんにわかりやすいよう見出しをつけたり、本の並べ替えを行います。



昨年度は約20万冊の資料を点検し、330冊が不明でした。図書館の資料は古賀市民の財産です。利用者の皆さんのマナーアップをお願いします!

【子ども読書講座のお知らせ】…期日 平成19年 4月21日(土)

●今年度は二部形式で紙芝居の実演とワークショップを行います。

第1部 ●14時～14時30分
内容 ●子どもたちによる「高島野十郎ものがたり」の紙芝居上演

第2部 ●14時30分～16時
内容 ●ワークショップ「アート・オブジェ絵本をつくろう!」

講師 ●草野 貴世氏
場所 ●サンフレアこが2階 視聴覚室

対象 ●小学生以上 30人 申し込みが必要
(小学校低学年以下の方は保護者同伴でお申し込みください。)

参加自由 ぜひ参加してみませんか?

図書館からのお願い

●利用者カード再発行の有料化について

これまで、図書館の利用者カードの再発行は、申請1週間後、無料で行ってまいりました。平成19年4月1日より、紛失を理由とする図書館の利用者カードの再発行は有料(100円)とし、即日発行いたします。詳しくは図書館までお問い合わせください。

●住所の変更をお願いします

4月からの新生活に向けて、職場や学校が変わり、引越される皆さん、住所や電話番号が変わる際には、図書館までお知らせください。福岡都市圏以外に転居の場合は、利用者カードを図書館までお返しください。

親子読書会紹介

【最終回】

古賀市内の8つの小学校にはすべて親子読書会があります。昭和37年、児童文学作家椋鳩十氏が提唱した「母と子の20分読書」から始まった読書会は、家庭内での親と子の読書を基本に、月1回の例会で本から発展した活動を行っています。また、年に1度、「古賀市親子読書のつどい」を開催しています。平成16年4月にはこれまでの約30年の活動を評価され、「子どもの読書活動優秀実践団体」として文部科学大臣表彰を受けています。このコーナーでは、これらの読書会のユニークな読書活動を紹介します。



リコーダーと読み聞かせのコラボ「お月見会」



「野幸山幸おのまつり」で発表『ゆめ色のたね』

小野小学校親子読書会

月に1度の水曜日、親子がいっしょになっ

て、七夕・お月見などの季節の行事を取り入れながら、本やお話の世界を楽しんでいます。今年度いちばんがんばったのは、「野幸山幸おのまつり」で発表した、大型絵本劇『ゆめ色のたね』です。お話づくりから始めて、次から次へとみんなのアイデアが活かされ、とてもすばらしい劇ができあがりました。

幅広い世代を生涯学習でつなげよう

『人生80年時代』を元気でイキキと暮らすために… **生きがい**
自分のため、人のため、地域のために… **やりがい**

生活全体のバランスが、ライフスタイルに求められています。家庭・地域を支える大人としての現状はいかがですか。

人生の経験は貴重な財産
知恵、知識、技能はあなたの学習成果です。それを次世代に生きる人たちのために使っていきましょう。

生涯学習は人生の楽習
著しい社会変化に対応し、充実して生きるには、いろいろな機会をとらえ積極的に学習していきましょう。

学んだことをいつどこで伝えますか…

何を学びますかどこで学びますか…



あなたの一歩が重要なカギです

地域が待っているあなたの経験
『地域の子どものためにあなたにできること...』
いまの子どもたちはコミュニケーションや経験の不足など、心身ともにストレスに弱くなっています。

機会をとらえた学習活動への取り組み
『豊かな人生と少子化社会を明るくひらくために...』
学びあい、語り合い、交わり合い、そして実践できる機会を積極的にいかしていきましょう。

一人ひとりが生きがいや・やりがいをもって、相互に学び磨き合うまちづくり

生涯学習・社会教育関係の主な事業

- コスモス市民講座 ●家庭教育講座・家庭教育フォーラム
 - 社会教育・公民館・青少年育成団体合同研修 ●生涯学習リーダー塾
 - 地域寺子屋事業 ●団塊世代フォーラム
- など各種事業を行っています。

お誕生日おめでとう
3月 Birthday
 Happy

●5月生まれの赤ちゃんの写真是、赤ちゃんの氏名に生年月日、住所、保護者氏名、電話番号とメッセージ(65文字以内)を添えて郵送、または持参してください。4月6日(金)必着。掲載は1歳~3歳で、1人1回とします。応募多数の場合は抽選とします。
 ●問い合わせ・申し込み先【〒811-3192(住所不要)市役所企画課広報係・☎942局1111番(内線316)】※写真返却希望の場合は、返信用封筒(80円切手を貼ったもの)を同封してください。



やすたけ すずか
安武 鈴華ちゃん
 3月10日生まれの2歳
 庭内

よく食べ、よく寝て、よく遊び、我が家の宝物です。



ほらやま あいり
村山 愛梨ちゃん
 3月14日生まれの2歳
 米多比

Happy Birthday!
 あいたん♡
 毎日たくさんの幸せをありがとう。これからも笑顔いっぱいのかわいいあいたんでいてね。



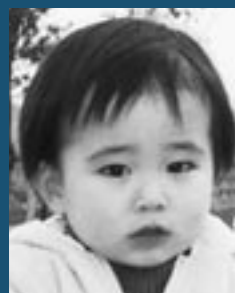
たにかわ ゆうさく
谷川 友朔ちゃん
 3月23日生まれの2歳
 蔦野

お誕生日おめでとう。いつも元気いっぱい、よくケガもするけれど、これからも癒し系の笑顔で優しく、強い男の子になってね!



ひらた ゆい
平田 祐衣ちゃん
 3月25日生まれの3歳
 今の庄

お誕生日おめでとう。いつも元気で、妹の真由ちゃんのお世話もしてくれるやさしい祐衣ちゃん。これからも姉妹仲良く、いっぱい遊ぼうね。



ながやま しんや
長山 晋也ちゃん
 3月25日生まれの3歳
 天神

3月25日のお誕生日おめでとう。乗り物が大好き甘えん坊のしんやくん。これからもゆうがお姉ちゃんと仲良くね。



読書がつなく、親子のきずな
親子読書のつどいが開催されました

2月10日、市中央公民館では市内8校の読書会が取り組みの発表を行い、劇や言葉遊びなどを披露しました。家族ぐるみで本を読む時間を持つ——。親から読んでもらって感動した物語を我が子に受け継いでいく——。なかなか難しいかもしれませんが、このような経験は人の成長にとってもよい影響を与えるとされています。市では昭和37年から親子読書を勧め、各小学校の読書会で積極的な活動が行われています。この息の長い取り組みが評価され、平成16年4月には文部科学大臣表彰を受けました。



収穫まで待てない!
古賀中学校前にタマネギ発育中

畑にしゃがみこみ一生懸命に作業をしているのは、古賀中学校の2年生たち。この日、学校給食用に栽培されている2万株ものタマネギ畑の草取りに汗を流しました(2月16日)。市内11の小中学校の生徒数は約5,500人。1年間に膨大な量のタマネギを消費しますが、この畑から収穫される約6トンド、ほぼ2か月間賄うことができます。耕作している農業委員さんから直接手ほどきを受けながら、生徒たちは予想以上に手間がかかる畑仕事を体験し、食べ物のたいせつさを実感したようです。



春の“農業みて歩き”
イチゴの香りに春を実感

消費者の人に農作物ができる現場を知ってもらい、安心・安全でおいしい地元の作物をもっと食べてもらいたいという願いから企画された“農業みて歩き”。今年度3回目となる2月25日は、39人が参加しました。今回の内容は、ミニトマトやシクラメン、イチゴなどの作物がどのようにして栽培され収穫されるかを実地で見学するというもの。イチゴ生産者の長崎信隆さんから試食を進められひとくち味見をすると、口いっぱいに甘酸っぱさが広がり、まさに春到来といった趣きでした。



できることから手作りで
“コミュニテイシンポジウムで”熱弁
 2月10日、コミュニテイシンポジウムが市中央公民館で行われ、約90人の参加者がそれぞれの小学校区での取り組みを発表しました。発表をしたのは古賀東、小野、花見、千鳥の4小学校区。取り組みをはじめた経緯や事業の手法などはさまざまですが、地域を思う気持ちにはどれも同じ。熱のこもった発表に、参加者は大きくうなずきながら聞き入っていました。また、各校区の特徴がよく出ていたという意見や他の小学校区への広がりも期待する声、「もっと多くの人に参加してもらおうには？」など会場からは多くの意見があげられました。

あっと驚くアイデアグッズが!
**捨てる? 使う?
 リメイクは知恵くらべ**

エコロの森の再生展示棟では、布や油、古ハガキや金物などの不要品を上手にリメイク(再生再利用)するための情報を提供しています。この日はテレビ局の取材があり、清水佳香さん(NPO法人エコけん代表)がリメイクグッズの実演をしてくれました(2月21日)。シミがついて捨ててしまいがちな布が、アイデア次第で古布ティッシュやおしゃれなコサージュなどに早変わりする様子は、まさに驚き。「ご家庭で気軽にリメイク挑戦できるように、支援体制も整えています。ぜひご相談ください」と清水さん。便利で、環境にやさしく、しかも簡単。こういう取り組みだと、続けるのが楽しみになってきそうです。

お問い合わせ 古賀清掃工場再生展示棟
 ☎942局1530番



まちづくり出前講座は、市民の皆さんからの要望に応じて、希望の場所・時間に市の担当職員を派遣し、市役所の仕事や取り組み、暮らしに役立つ情報などをお届けするものです。講師派遣は無料です。地域やグループの学習会などにぜひご利用ください。 ※一部、ボランティアや講師を派遣する講座もあります。

【申込方法】

利用できる人／市民、または市内事業所に勤務されている10人以上（歴史講座は5人以上）で構成された団体やグループなどです。
申込方法／申込書に必要な事項をご記入のうえ、開催希望日の20日前までに市役所コミュニティ推進室までご提出ください。（持参・郵送・FAX・メールいずれでも可）
※申込用紙は、市役所コミュニティ推進室窓口・サンコスモ古賀・市中央公民館にあります。市のホームページにも掲載しています。
開催時間／年末年始を除く10時から21時までの間で、1講座90分以内です。（歴史講座は除きます）
実施会場／古賀市内に限ります。この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師を派遣する制度です。会場の手配や準備は主催者でお願いします。

【まちづくり・市政のしくみ】

1	市長と語るまちづくり 市長が市政についてお話しします	60分 人事秘書課
2	市役所の組織 市役所の組織や仕事内容について説明します	40分 人事秘書課
3	古賀市の財政事情 古賀市の財政状況を説明します	40分 財政課
4	選挙のしくみ 選挙制度の流れなどを説明します	60分 総務課
5	議会のしくみ 議会の流れ、傍聴のしかたなどについて説明します	60分 議会事務局
6	監査制度について 監査制度について説明します	30分 監査事務局
7	「共働」ってなあに？ 「共働」とはどのようなことなのかについてお話しします	30分 コミュニティ推進室

【くらし・人権】

8	税のしくみについて 税のしくみについて説明します	60分 市税課
9	防犯について 防犯について日ごろの備えなどを説明します	30分 総務課
10	消防・防災について 万一の災害に対する市の防災体制などを説明します	30分 総務課
11	防火防災教室 災害に対する日ごろの備え、消火器の使用などについて説明します	60分 粕屋北部消防本部予防課
12	救急講習 心肺蘇生、応急処置などについて説明します（3時間以上の受講で資格付与）	90分 粕屋北部消防本部警防課
13	道路行政と交通バリアフリー 古賀市の道路状況と交通バリアフリーについて説明します	30分 建設課
14	賢い消費者になろう！ 悪徳商法や消費者のトラブルについて解説します	30分 商工振興室
15	国民年金講座 国民年金のしくみや公的年金の必要性をお話しします	60分 国保年金課
16	国民健康保険・医療制度講座 国民健康保険・その他医療制度のしくみや手続きのしかたを説明します	60分 国保年金課
17	こんにちは、市民課です 戸籍、住民票などの申請や届出について説明します	60分 市民課
18	古賀市情報公開制度について 古賀市情報公開制度のしくみや開示までの流れを説明します	30分 総務課
19	古賀市個人情報保護制度について 古賀市個人情報保護制度について説明します	30分 総務課
20	男女がともに輝き、生き生きと暮らすために 性別ではなく、個性をいかに生かすかについて考えてみましょう	60分（ビデオ30分） 人権・同和政策課
21	人権ひろば（考えようみんなの人権） ○人権・同和問題解決を目指した取り組みについてみんなで考えます ○差別のないまちづくりをみんなでいっしょに考えます	60分 人権・同和政策課 60分 教育総務課

【ごみ・環境・水】

22	ごみ処理の現状とごみ減量 ごみ処理の現状やごみの減量化・資源化について説明します	60分（ビデオ20分） 環境課
23	分別収集の分け方・出し方 資源ごみの分別方法や世話人さんのお仕事について説明します	30分 環境課
24	下水道のしくみ 下水道のしくみなどについて説明します	30分 下水道課
25	水道のしくみ 古賀市の飲料水ができるまでを紹介いたします	30分 水道課

【健康づくり・福祉】

26	介護予防いきがいがづくりについて 介護予防いきがいがづくりについて説明します	60分 健康づくり課
27	気軽に取り組める健康づくり講座 食生活改善や発汗できる健康運動についての講座や指導、生活習慣病などに関するお話をします	90分 健康づくり課
28	生涯にわたって健康講座 生きていくうえでいかに健康がたいせつかをお話しします	60分 生涯学習課
29	健康体操で体を動かそう！ 健康体操を紹介いたします	60分 生涯学習課
30	軽スポーツ・ウォーキング体操講座 軽スポーツなどを紹介します	60分 生涯学習課
31	レクリエーション講座 いろいろなレクリエーションを紹介します	60分 生涯学習課
32	介護保険のしくみとサービスの利用について 介護保険制度や保険料、申請方法、サービスの内容などについて説明します	60分 高齢者福祉課
33	地域包括支援センターの役割について 地域包括支援センターの設置目的や事業内容について説明します	60分 高齢者福祉課
34	生活保護制度について 生活保護制度について説明します	60分 福祉課
35	今なぜ「地域福祉」が必要なのか 「地域福祉」が目指す地域づくりについて考えます	30分 福祉課

【子育て・教育】

36	子どもの健康について 乳幼児の疾病予防や事故防止、基本的な生活習慣、健康づくりなどについてお話しします	60分 健康づくり課
37	子育て支援について 育児・親子遊び・子育て支援施策についてお話しします	60分 家庭支援室
38	児童の保護育成について 児童の虐待など、子どもの保護に関する相談事業のシステムについて説明します	60分 家庭支援室
39	はじめまして「こどけんカルタ」です 「カルタ」で遊びながら、子どもの権利について学びます	60分 こども政策課
40	青少年問題について 古賀市の少年非行の実態やその対策について説明します	60分 青少年総合センター
41	家庭・地域での子どもの健全育成について 子どもの健全育成にたいせつなことや、家庭・地域の役割について考えてみましょう	60分 青少年総合センター

【歴史・文化】

42	広報紙づくり講座 広報紙作成の流れや紙面づくりのポイントについてお話しします	60分 企画課
43	歴史講座 古賀市内の文化財の説明や史跡案内をします	終日（16時頃まで） 歴史文化財課

申し込み・問い合わせ先
市役所コミュニティ推進室
☎942局1260番

- 担当課の業務などの関係で、日時などの希望に添えない場合があります。また、担当課が変更になる場合もあります。
- 政治・宗教・または営利的な集会には、講師派遣いたしません。
- まちづくり講座は、質疑や意見交換はできますが、行政に関する要望や苦情をお聞きする場ではありません。



まちづくり構想図を検討する委員の皆さん

**町川原2区まちづくり委員会
将来構想を検討**

そのような問題に対して、土地利用の将来像を地域主体で考える「町川原2区まちづくり委員会」が昨

- ①住宅と工場・倉庫などの混在による環境への影響防止
- ②新たな工場・倉庫などの立地抑制と静かで自然豊かな住環境の維持
- ③安心、安全な公園・広場の確保
- ④道路の安全性（幅員、歩道、通学路、信号などの確保
- ⑤路上駐車防止と住民の交通マナーの改善
- ⑥店舗（スーパー、飲食店など）や病院などへの

その結果、騒音や振動の問題、住宅地の周辺をトラックなど大型車両の往来が増える、などといったさまざまな問題が発生してきています。

町川原2区を含む青柳校区の一部と小野校区は都市計画区域外であるため、都市計画法上、建築に対して規制がありません。もともと田園地域であった町川原2区は昭和55年ごろから急速に開発が進行し、人口が急増するとともに住宅の近くに工場、倉庫、資材置場などが建設され土地利用が混在しています。

区民アンケートを踏まえ、課題が明らかに

まちづくり委員会は若い世代や女性なども含め、20人で構成されており、活発な意見が出されています。また、区民を対象とした区民アンケート調査も行われ、町川原2区の課題が明らかになってきました。主な課題は次のとおり

⑦街灯設置など夜間における通行の安全性の向上
検討、など13項目が示されました。

さらにこれらの課題を踏まえて、町川原2区が今後どのような方向に進んでいけばいいのかといった基本的な方向性についての意見交換を行うとともに、今まで話し合った内容を図面にまとめる作業も行われました。

そして、委員会の意見をまとめた「町川原2区まちづくり構想」の委員会案は区の総会などで説明され、その後、市へ提出されます。



図面を囲んで熱心な意見交換が行われている様子

都市づくり新時代

今回は、都市計画区域外（8地区）のうち、町川原2区のまちづくり委員会の取り組みについてお知らせします。

土地利用でさまざまな問題が発生

シリーズ
これからの都市計画
⑬

あなたの住民税・所得税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、住民税と所得税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」。税源移譲では住民税(地方税)と所得税(国税)の税率を変えることで、地方の税収が増え、国の税収が減ることになります。約3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

住民税 **平成19年6月分から適用** ▶ 3段階の税率から、**一律10%に**
(市民税6%、県民税4%)

所得税 **平成19年1月分から適用** ▶ 4段階の税率を、**6段階に細分化**
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないように制度設計)

ほとんどの人は、**1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増える**こととなります。しかし、税源の移し替えなので、「住民税+所得税」の**負担は基本的には変わりません**。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年	所得税 ● 平成18年1月分から 税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)	→	平成19年以降	所得税 ● 平成19年1月分から廃止
	住民税 ● 平成18年6月分から 税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)			住民税 ● 平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	→	平成19年
住民税	196,000円		住民税 293,500円
・定率減税	△14,700円		
所得税	263,000円		所得税 165,500円
・定率減税	△26,300円		
合計	418,000円		459,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度	合計所得金額 125万円以下の人 非課税	→	平成18年度以降	経過措置として 平成18年度は税額の3分の2を減額 平成19年度は税額の3分の1を減額 平成20年度以降は、全額負担
	課税			※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた人が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

	平成17年度	→	平成18年度	→	平成19年度
住民税	非課税		住民税 19,900円		住民税 37,300円
・定率減税			△1,500円		・住民税× $\frac{1}{3}$ △12,434円
・(住民税一定率減税)× $\frac{2}{3}$			△12,267円		
所得税	34,800円		所得税 34,800円		所得税 17,400円
・定率減税	△6,960円		・定率減税 △3,480円		
合計	27,840円		37,453円		42,266円
(税額)	27,800円		37,400円		42,200円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

バス運行表

毎日コース

① 玄界高校正門前	9:33	⑬ 庄公民館前バス停	10:04
② 千鳥ヶ池公園前バス停	9:35	⑭ サンコスモ古賀	10:07
③ 古賀北中学校前バス停	9:35	⑮ 古賀市役所	10:10
④ 花見東バス停(ナフコ前)	9:37	⑯ 中央公民館前(古賀駅南口バス停)	10:11
⑤ 花見南バス停(源寿司前)	9:37	⑰ 古賀団地バス停	10:13
⑥ 中川(中山医院前)	9:40	⑱ シルバー人材センター前	10:15
⑦ サンリブ前バス停	9:43	⑲ 「なのみの里」前	10:16
⑧ 古賀北(汐入団地)	9:45	⑳ 舞の里3丁目バス停	10:18
⑨ 古賀南(皇石公園前)	9:47	㉑ 舞の里5丁目(北)バス停	10:23
⑩ 日吉ゲートボール場前	9:50	㉒ 舞の里5丁目(南)バス停	10:24
⑪ 花鶴丘2丁目3区公民館前	9:52	㉓ 舞の里4丁目バス停	10:25
⑫ 花鶴丘3丁目4号公園前	9:54	㉔ 舞の里4丁目ヤマノイビル前	10:26

●古賀市社会福祉センター(千鳥苑)は、市民の社会福祉の充実、健康増進、教養の向上を資する施設として古賀市が設立し、古賀市社会福祉協議会が指定管理を受け運営を行っています。

【休館日】 毎週月曜日(第3日 曜休館)

【運行バス】 ※送りについては、全コース▶15:45 福祉センター出発

千鳥苑 利用料金

利用料	市内住居者	市外住居者
一般	200円	350円
小・中学校	150円	300円
乳幼児	無料	100円
老人・母子・寡婦 障害(児)者	150円	300円

毎週水・木曜日運行
これまでの運行
コースに新たな停
留所を1か所増設
しました。毎週水
曜日と木曜日に運
行します。

青柳コース

毎日コース

これまで10か所の停留所を24か所に大幅に増設しました。休館日以外、毎日運行します。

4月から新しいダイヤで千鳥苑がより身近に

千鳥苑へは、毎日送迎バスを運行していますが、4月1日からバスの運行コースとダイヤ(運行時間)を変更、より利用しやすくなりました(運行コースとそれぞれの運行時間参照)。

四季折々、花と緑に囲まれた市社会福祉センター千鳥苑では各種会議、親睦会、お食事会、サークル活動など、あたたかな希望に沿ったご利用が可能です。もちろん、飲食物の持ち込み、入浴だけの利用もOK! 市社会福祉センター「千鳥苑」を利用しませんか。

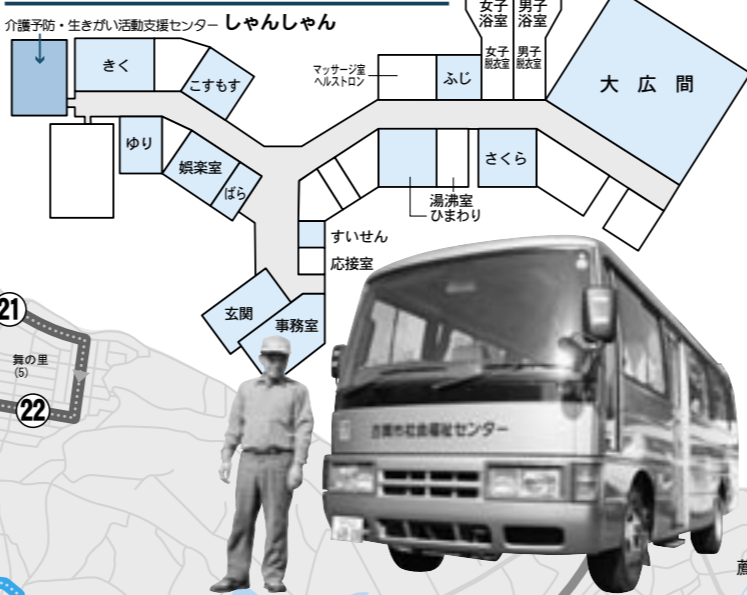
4月からは運行バス 新ダイヤ(運行時間・コース)でお出迎え

古賀市社会福祉センター 千鳥苑へ遊び来んぞ

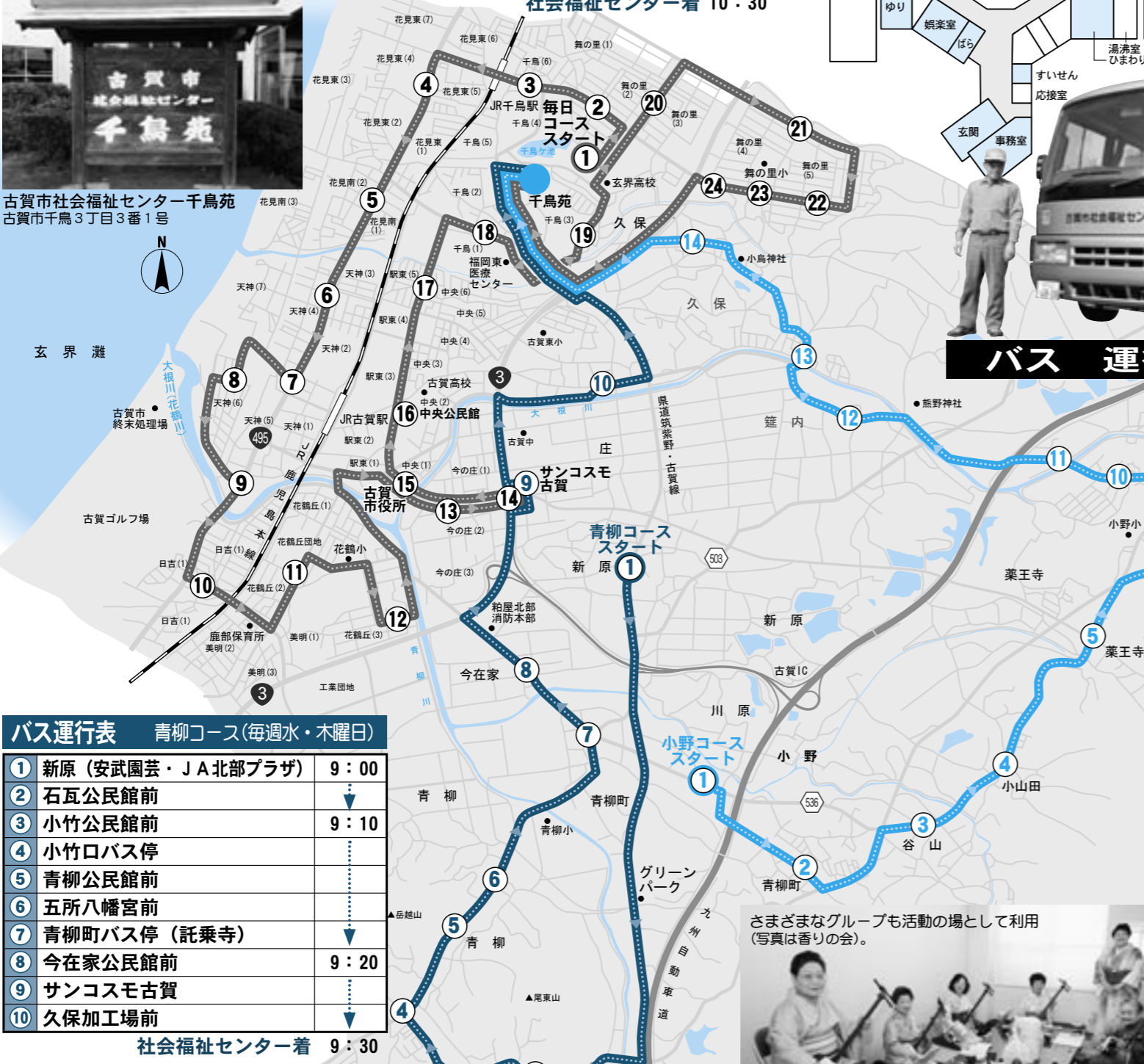


古賀市社会福祉センター千鳥苑
古賀市千鳥3丁目3番1号

市社会福祉センター千鳥苑 平面図



バス 運行コース



バス運行表 青柳コース(毎週水・木曜日)

① 新原(安武園芸・JA北部プラザ)	9:00
② 石瓦公民館前	↓
③ 小竹公民館前	9:10
④ 小竹口バス停	↓
⑤ 青柳公民館前	↓
⑥ 五所八幡宮前	↓
⑦ 青柳町バス停(託乗寺)	↓
⑧ 今在家公民館前	9:20
⑨ サンコスモ古賀	↓
⑩ 久保加工場前	↓

社会福祉センター着 9:30

バス運行表 小野コース(毎週火・金曜日)

① 川原バス停	9:00
② 町川原2区公民館前	↓
③ 谷山公民館前	↓
④ 小山田バス停(イハラ製作所前)	9:05
⑤ 葉王寺交差点(重松理容店)	↓
⑥ 上米多比(児童館手前信号)	↓
⑦ 清滝橋前広場	9:10
⑧ 薦野バス停	↓
⑨ 下米多比公民館前	↓
⑩ 小野里団地前	9:15
⑪ 熊鶴バス停	↓
⑫ 筵内公民館前	↓
⑬ 蔵園橋	9:20
⑭ 高田消防センター前	↓

社会福祉センター着 9:25

【小野コース】 毎週火・金曜日運行
小野里団地前、熊鶴バス停、蔵園橋など3か所の停留所を増設しました。毎週火曜日と金曜日に運行します。
200人を収容できる大広間をはじめ、浴室での超音波気泡浴室(スパーソニック)や、仲間と語りながら体をリフレッシュできる大広間をはじめ、浴室での超音波気泡浴室(スパーソニック)も豊富。同センターでは皆様のお越しをお待ちしています。

一日中ゆったり、ゆっくり

シユでできるマッサージ機、将棋や囲碁など思い思いの時間が過ごせる娯楽室などを完備。野外には屋根つきのゲートボール場(コート4面も備えています)。また、同センター内に併設された「しゃんしゃん」では、手芸、絵手紙、軽スポーツ、ゲーム、調理実習などメニューも豊富。同センターでは皆様のお越しをお待ちしています。

さまざまなグループも活動の場として利用(写真は香りの会)。



お問い合わせ
市社会福祉センター ●千鳥苑
☎943局2421番
介護予防・生きがい活動支援センター
しゃんしゃん
☎943局8120番



私たちスタッフがお待ちしております。

3月

LIVING INFORMATION

生活情報

援護業務移動相談

福岡県では旧軍人・軍属であった人やその遺族などを対象に、次の日程で相談会を実施します。

■日程・受付時間
 3月26日(月)
 10時～13時

■会場
 福岡県庁
 地下7号会議室

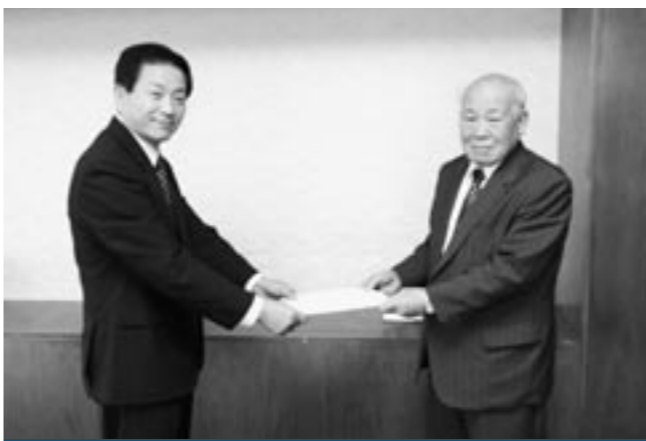
■相談内容
 ・旧軍人などの恩給について

戦傷病者に対する援護について

戦傷病者に対する援護に
 ・戦没者などの遺族に対する援護について
 ・その他援護業務全般について

※ただし、補装具の受付業務については、直接、国保・援護課援護係にお問い合わせください。

■問い合わせ先
 県国保・援護課
 ☎643局3301番
 ☎643局3302番



古賀市人権施策審議会が、今後の総合行政としての人権施策のあり方についての考えをまとめ、答申書を市長に手渡しました(2月16日)。

●同審議会は人権擁護委員や弁護士、識見者など7人で構成され、平成18年5月から9回にわたって議論を深めてきました。

古賀市人権施策審議会が、今後の総合行政としての人権施策のあり方についての考えをまとめ、答申書を市長に手渡しました(2月16日)。

●同審議会は人権擁護委員や弁護士、識見者など7人で構成され、平成18年5月から9回にわたって議論を深めてきました。

リサイクル肥料「博多のびのび」

福岡市では、家庭から出る下水をたいせつな資源として発酵、殺菌処理し、良質な肥料としてリサイクルしています。この肥料は有機物や石灰をたくさん含んだ有機質土壌改良材で、種まきや苗の植え付け前に、他の配合肥料と混ぜて使うと効果的です。野菜、花、庭木など幅広く使用できます。

■使用の目安
 1袋(10kg入り)で約30㎡

■価格
 1セツト500円(10kg入り2袋、配送料・消費税込み)

■配送時期
 申し込み後、2週間程度

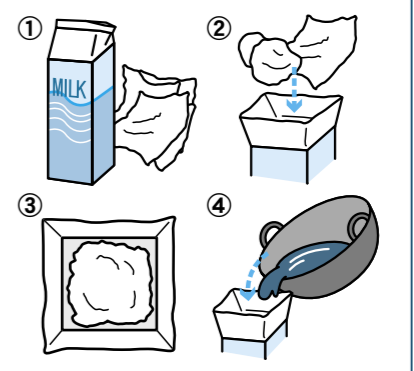
■申し込み先
 (財)福岡市下水道資源センター
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 ☎0120-8031804
 ☎807局0557番
 FAX 807局5044番

労働保険(労災保険・雇

今日の環のんポイント

カンタンに廃食油を処理

牛乳パックを洗って上部を開き、使用済みのキッチンペーパーを入れていきましょう。いっぱいになったら廃食油を吸わせてごみに出します。そのまま燃えるごみに出せるので、手間が省け、キッチンペーパーも再利用され、一石二鳥です。



市役所環境課
 ☎942局1127番

古賀市役所の代表電話番号 ☎942局1111番
 ●個展や展覧会を開きませんか。市コミュニティホール(JR古賀駅の2階)は、みんなのふれあいの場所です。詳しくは、同ホール(☎943局7441番)へ。
 ●市役所での分別収集は、3月12日・20日をもって終了します。時間は13時から16時までです。

用保険)に加入している事業主は、毎年、労働保険料の年度更新が必要です。また、平成19年4月1日から、全ての労働保険適用事業主から「石綿健康被害救済法」に基づく、一般拠出金の徴収が始まります。一般拠出金の割合は、保険料算定基礎額500万円当たり250円です。労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。年度更新手続きはインターネットも利用できます。詳しい内容については「労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ」(http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp)をご覧ください。

■手続きの時期
 4月1日(日)から5月21日(月)まで

■問い合わせ先
 福岡東労働基準監督署
 ☎661局3770番
 福岡労働局総務部労働保険適用室
 電話 434局9833番

■定員 先着20人
 ■受講料 無料
 ■場所・問い合わせ先
 福岡高齢期雇用就業支援センター(博多区博多駅前3-25-21博多駅前ビジネスセンター13階)
 ☎433局1068番

国保 ひとくちメモ

現在国民健康保険に加入している人は、4月1日からの保険証を3月下旬に郵送します。

●保険証は、住所地以外には転送されません。また、国保税に未納があると保険証の郵送ができませんので、納め忘れがないかご確認ください。

問い合わせ先
 市役所国保年金課国保係
 ☎942局1111番
 (内線211、213番)

Kids 体験乗馬
 県馬術連盟では馬についてもっと知ってもらおうと、市内の子どもたちを対象とした乗馬体験を企画しました。引き綱をつけての

乗馬なので、初めての人も安心して乗ることができ、この機会にぜひ馬と触れ合ってください。

■日時 4月5日(木) 13時～
 ■場所 福岡県馬術競技場(古賀市筵内564 古賀東中学校横)
 ■対象 園児・中学生
 ■参加料 にんじん1本
 ■注意
 ・服装は、動きやすい服、運動靴をお願いします。
 ・サンダルでの乗馬はお断りします。
 ・保護者同伴をお願いします。

雨天決行(屋内競技場で実施します)
 ■問い合わせ・申し込み先
 福岡県馬術競技場
 ☎944局4001番
 福岡県馬術連盟
 ☎942局3814番
 ミュージカルオペラ「魔笛」出演・参加者募集
 11月10日(土)に市中央公

民館で公演予定の市民参加型ミュージカルオペラに参加してみませんか。石多エドワード(東京オペラ協会芸術監督)と東京オペラ協会のスタッフが指導します。

■応募条件 歌が好きな4歳以上の人(経験問わず、ただし5月からの練習に参加できる人)

■練習日時
 大人、中学生/毎週日曜日 13時～17時
 児童/第1・3日曜日 13時～14時

■練習場所
 市中央公民館研修棟

■楽譜・台本代 3000円
 ■参加費(月額)
 大人/2000円
 中学生/1000円
 児童/500円
 ※ただし、ソロ・レッスンは希望者は1時間5000円、30分3000円
 ※練習ピアノリスト、ボランティアスタッフが募集しています。

■応募締め切り
 4月10日(火)

■事前説明会
 4月15日(日)14時
 市中央公民館大会議室

■問い合わせ・申し込み先
 実行委員会
 ☎本多943局6846番
 ☎木村944局0529番

点描 編集後記
 ●市内の認定農業者が行う人気企画の一つ「古賀の農業みて歩き」の中で、今や古賀市の名産になりつつあるイチゴ「あまおう」の生産現場を訪ねた。●市

自動車税、個人事業税
 ■お知らせの内容
 税金の種類、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先

※封筒には「納税通知書在中」と点字で表示されたシールを貼ります。

■申し込み・問い合わせ先
 福岡県税務課企画係
 ☎643局3063番

興山園のお花見へどうぞ
 古賀市の桜名所「興山園」でいっしょにお花見を楽しみませんか。園内を散策しながら、興山園の魅力を感じられる企画を考えています。お団子や飲み物も用意します(有料、100円)。

■日時 4月1日(日) 10時30分～12時30分
 小雨決行
 ■集合場所

興山園 (古賀市米多比) 問い合わせ先
 興山園もりもりクラブ
 ☎946局3528番 (篠崎)

■締め切り
 5月11日(金)到着分有効
 ■送付先
 福岡県庁水資源計画課
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

■福岡県審査
 ・最優秀賞/1人
 ・優秀賞/2人
 ・入選/7人程度
 ・参加賞/参加者全員
 ※入賞発表は6月下旬に行います。なお、最優秀賞・優秀賞に選ばれた作品は中央審査へ送付します。

■中央審査
 ・最優秀賞/1人
 ・優秀賞/5人
 ・入選/30人程度
 ・中央審査参加賞/全員
 ※入賞発表は7月中旬に行います

■主催
 国土交通省、都道府県

■問い合わせ先
 福岡県水資源対策計画課
 ☎643局3205番
 FAX 643局3207番
 Eメール mkekaku@pre.fukuoka.lg.jp

乗馬なので、初めての人も安心して乗ることができ、この機会にぜひ馬と触れ合ってください。

■日時 4月5日(木) 13時～
 ■場所 福岡県馬術競技場(古賀市筵内564 古賀東中学校横)
 ■対象 園児・中学生
 ■参加料 にんじん1本
 ■注意
 ・服装は、動きやすい服、運動靴をお願いします。
 ・サンダルでの乗馬はお断りします。
 ・保護者同伴をお願いします。

市役所環境課
 ☎942局1127番

ひとのデータ ()は前年比

人口	57,298人(+622)
男性	27,615人(+296)
女性	29,683人(+326)
世帯数	21,472世帯(+588)
出生	34人 転入 208人
死亡	33人 転出 171人

データ ●2007年2月28日現在

チゴの旬は12月——。こう思っている人も意外と多い。たしかにイチゴはクリスマスや正月用として12月ごろが出荷のピークを迎えるが、本来のイチゴの旬は4月から6月。●果実が大きく果汁が口の中でほとばしる「あまおう」のシーズンはこれから……。(松田)

内での「あまおう」生産農家は約14戸、出荷量は年間70tを超える(平成17年度)。●イチゴは加工せずに直接口に入れることが多い農産物だけに、無農薬はもちろん、害虫からの被害を防ぐための工夫や24時間体制での温室管理など、生産現場はたいへんな苦労があるようだ。●イ

古賀市イベントカレンダー

平成19年 **2007**年 ▶ **2008**年 平成20年

平成19年4月から同20年3月までに開催される市内の主な行事

4 APRIL

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- 1日 消防団入退団式
- 8日 県知事・県議会議員選挙
- 10日 中学校入学式
- 11日 小学校入学式
- 21日 市図書館・子ども読書講座
- 22日 古賀市議会議員選挙
- 26日 コスモス市民講座開講式

5 MAY

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 5日 児童センターオープニングセレモニー
- 8日 市長と語るまちづくり
- 11～20日 春の交通安全運動
- 13・20・27日 春の道路環境美化
- 19日 10万本ふるさとの森づくり「夏の育林行動」
- 中旬 食品フェア
- 下旬 市図書館 文学の足跡を訪ねて①
- 下旬 中学校体育会

6 JUNE

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

- 1日 人権擁護委員の日
- 1～7日 水道週間
- 3・10・17日 春の道路環境美化
- 10日 ラブアース・クリーンアップ2007
- 17日 市図書館 古典文学講座①
- 23～29日 男女共同参画週間
- 30日 家庭教育フォーラム
- 上旬 市議会定例会招集
- 上旬 小学校運動会(舞の里小は9月)

7 JULY

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- 「同和」問題啓発強調月間
- 1日 市図書館・古典文学講座②
- 8日 市「同和」問題を考える市民のつどい
- 15日 環境美化行動の日
- 20～31日 夏の交通安全運動
- 28・29日 市民映画祭
- 上旬 人権センター記念事業「みんなの人権ひろば」
- 中旬 市図書館・おはなし会スペシャル
- 下旬 参議院議員通常選挙

8 AUGUST

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 1～7日 水の週間
- 5日 糟屋地区体育大会
- 19日 県民体育大会夏季大会
- 24日 市民ゴルフ大会

9 SEPTEMBER

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	30	24	25	26	27	28
		29				

- 18日 筵内放生会
- 21～30日 秋の交通安全運動
- 22・23日 県民体育大会秋季大会
- 28・29日 古賀放生会
- 29日 10万本ふるさとの森づくり「秋の育林行動」
- 29日 野外クラシックコンサート
- 上旬 市議会定例会招集

10 OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- マイ・バックキャンペーン月間
- 4・5日 青柳放生会
- 12日 市図書館 文学の足跡を訪ねて②
- 14日 シニア団塊世代フォーラム
- 14・21・28日 秋の道路環境美化
- 20日 市民レクリエーションスポーツの祭典
- 27日～11月4日 第13回図書館まつり
- 28日 市図書館 秋のおはなし会スペシャル

11 NOVEMBER

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

- 3日 市制施行10周年記念式典
- 3日 古賀市民駅伝大会
- 3日 古賀市文化の日記念式典
- 4日 まつり古賀 健康福祉まつり(同時開催)
- 4・11・18日 秋の道路環境美化
- 9～15日 秋の火災予防週間
- 17日 市民軽スポーツ大会

12 DECEMBER

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	30	24	31	25	26	27
				28	29	

- 2日 糟屋地区芸術文化の集い
- 4～10日 市人権尊重週間
- 8日 市ジュニアスポーツクラブ交流会
- 9日 市「人権を尊重する市民の集い」
- 11～31日 年末交通安全運動
- 25～30日 年末防犯・防火夜警
- 上旬 市議会定例会招集

1 JANUARY

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- 6日 市消防出初式
- 13日 市成人式式典
- 13日 市成人式記念駅伝大会
- 20日 どんと焼き

2 FEBRUARY

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

- 2月1日～3月17日 市・県民税の申告
- 2月18日～3月17日 所得税の確定申告
- 3日 県民体育大会冬季大会
- 9日 市図書館 古賀市親子読書のつどい
- 17日 童謡まつり

3 MARCH

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	30	24	31	25	26	27
				28	29	

- 1～7日 春の火災予防週間
- 20日 体協クリーンデー
- 上旬 市議会定例会招集
- 上旬 10万本ふるさとの森づくり「第7回植樹祭」
- 中旬 小・中卒業式
- 下旬 なの花祭り

詳しくは毎月発行の行事予定表(広報こがお知らせ版)に掲載しますが、行事日程は変更になる場合があります。